

令和5年第5回（9月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第5号	専決処分した事件の承認について(令和5年度上越市一般会計補正予算(専第2号))	道路課	1～2
議案第87号	市道路線の廃止について		3～13
議案第88号	市道路線の認定について		
議案第75号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第3号)		14～16

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	報告第5号
提出課	道路課

歳出科目 (P98～P99)	11款2項1目	道路橋梁災害復旧費
----------------	---------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
道路橋梁災害復旧費	130,937	2,596	133,533

主な補正財源		主な経費	
一般財源	2,596	工事請負費	2,596

【補正理由】

令和5年7月13日の大雨により被災した市道倉下宇津俣線及び市道菰立機織線の迅速な復旧対応を行うため、補正予算を専決処分したもの（8月3日専決補正）

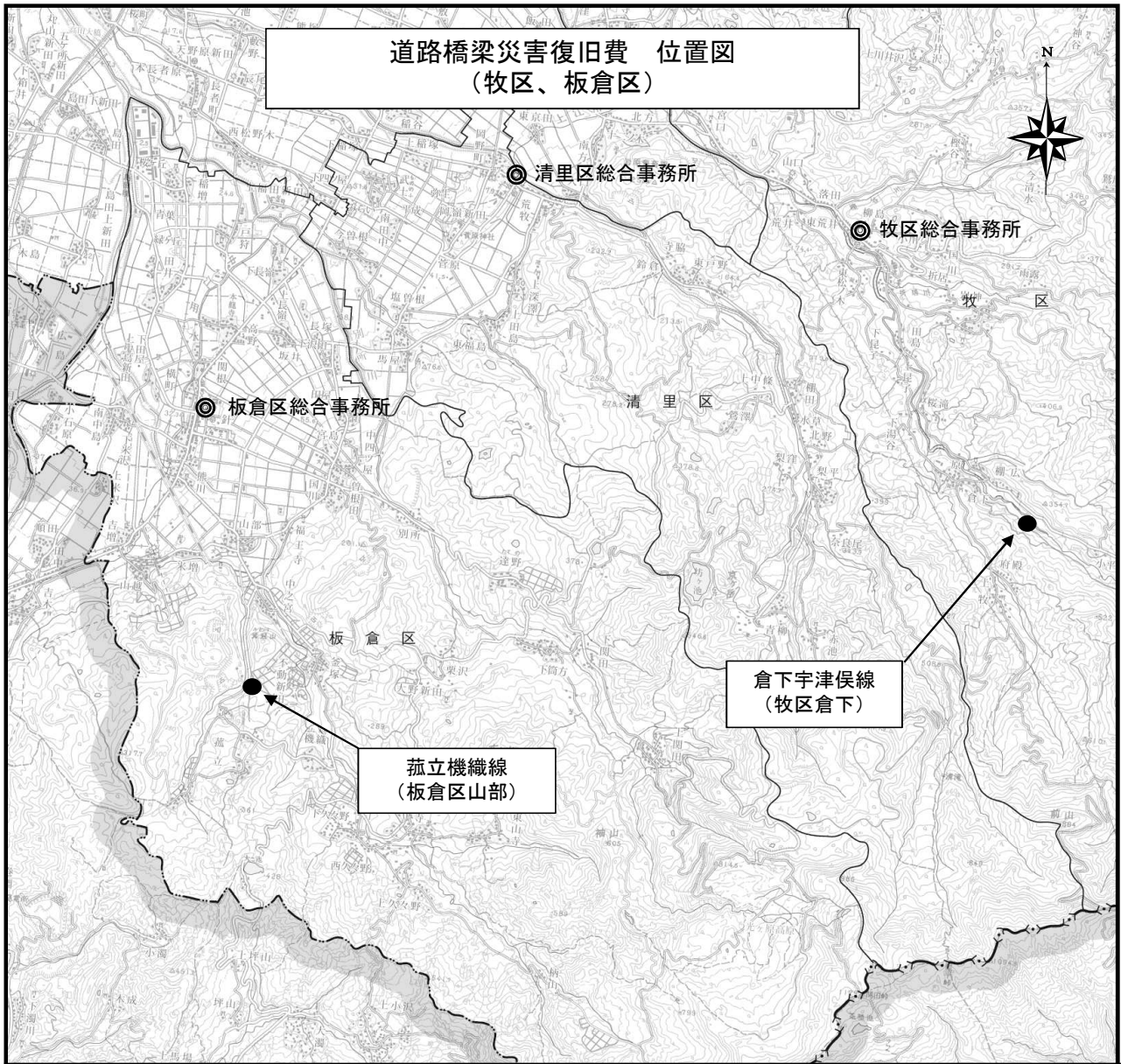
【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	130,175	2,596	132,771
災害復旧工事	130,175	2,596	132,771

【実施内容】

災害復旧工事

地区	路線名	施工地	主な実施内容	位置図 ページ
牧区	倉下宇津俣線	倉下	路肩復旧 L=15m	2
板倉区	菰立機織線	山部	路肩復旧 L=7m	



[被災状況 (令和5年7月)]

[牧区 倉下宇津俣線]



[板倉区 菰立機織線]



所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第87号 議案第88号
提出課	道路課

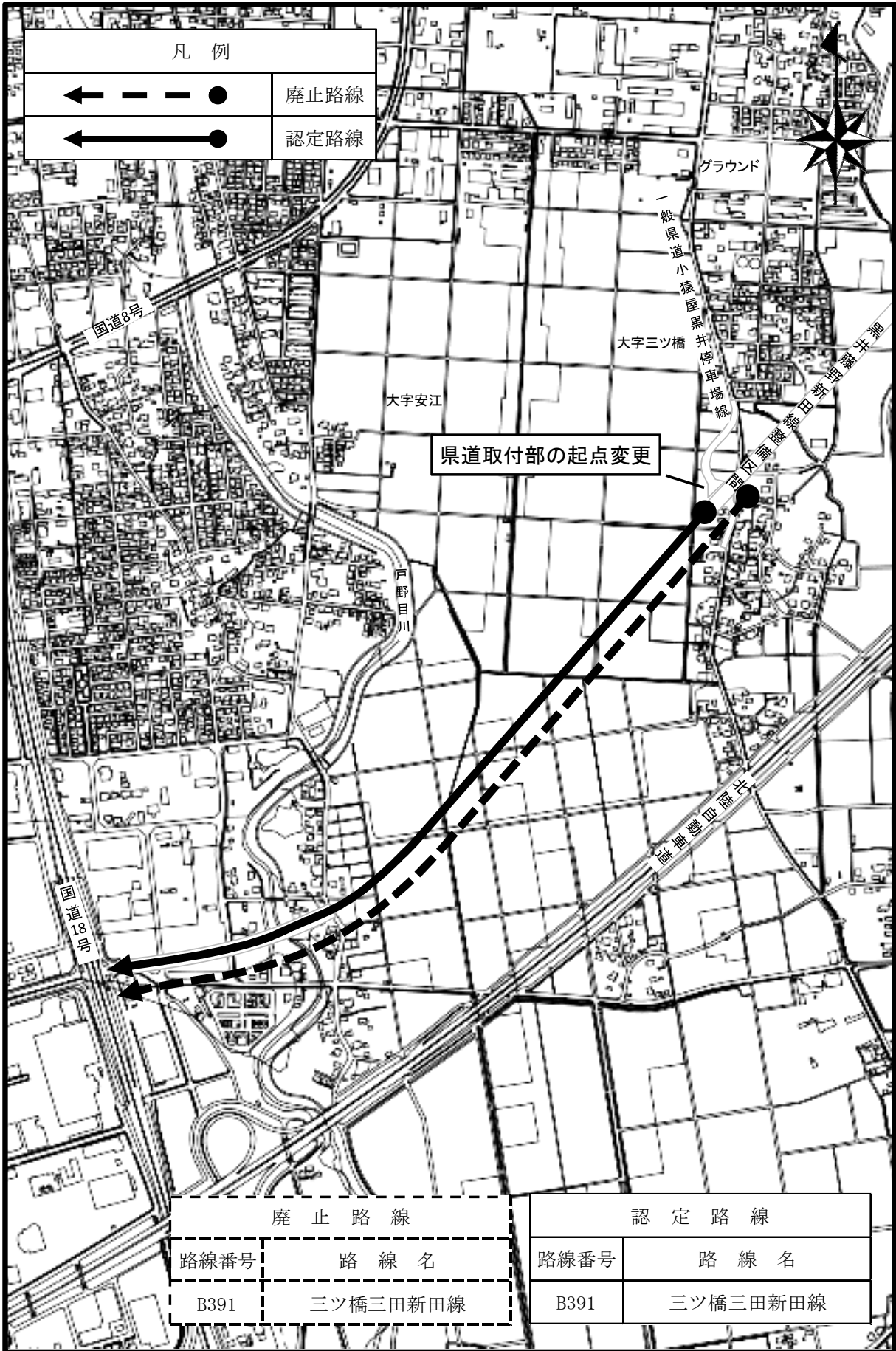
市道路線の廃止及び認定について

1 廃止路線

路線番号	路線名	幅員 (m)		延長 (m)	路面状況	廃止理由	ページ
		車道	道路敷き				
B391	三ツ橋三田新田線	18.0～ 24.9	29.6～ 32.9	1,610.0	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	5
B072	三田新田線	4.9～ 7.4	5.5～ 10.4	192.7	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	6
B061	三ツ橋安江線	3.5～ 8.7	4.5～ 9.7	821.9	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	7
B062	三ツ橋1号線	4.4～ 6.8	5.4～ 7.8	372.3	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	8
B285	三ツ橋5号線	5.4～ 7.0	6.4～ 8.0	91.7	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	
B053	福橋1号線	2.4～ 13.7	3.4～ 14.7	923.5	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	9
B055	福橋3号線	2.5～ 7.0	3.5～ 8.0	530.2	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	10
337	西福島ニュータウン2号線	4.6～ 8.0	5.6～ 9.0	548.2	アスファルト	都市計画道路黒井藤野新田線整備に伴う路線の見直し	11
合計 8 路線				5,090.5			

2 認定路線

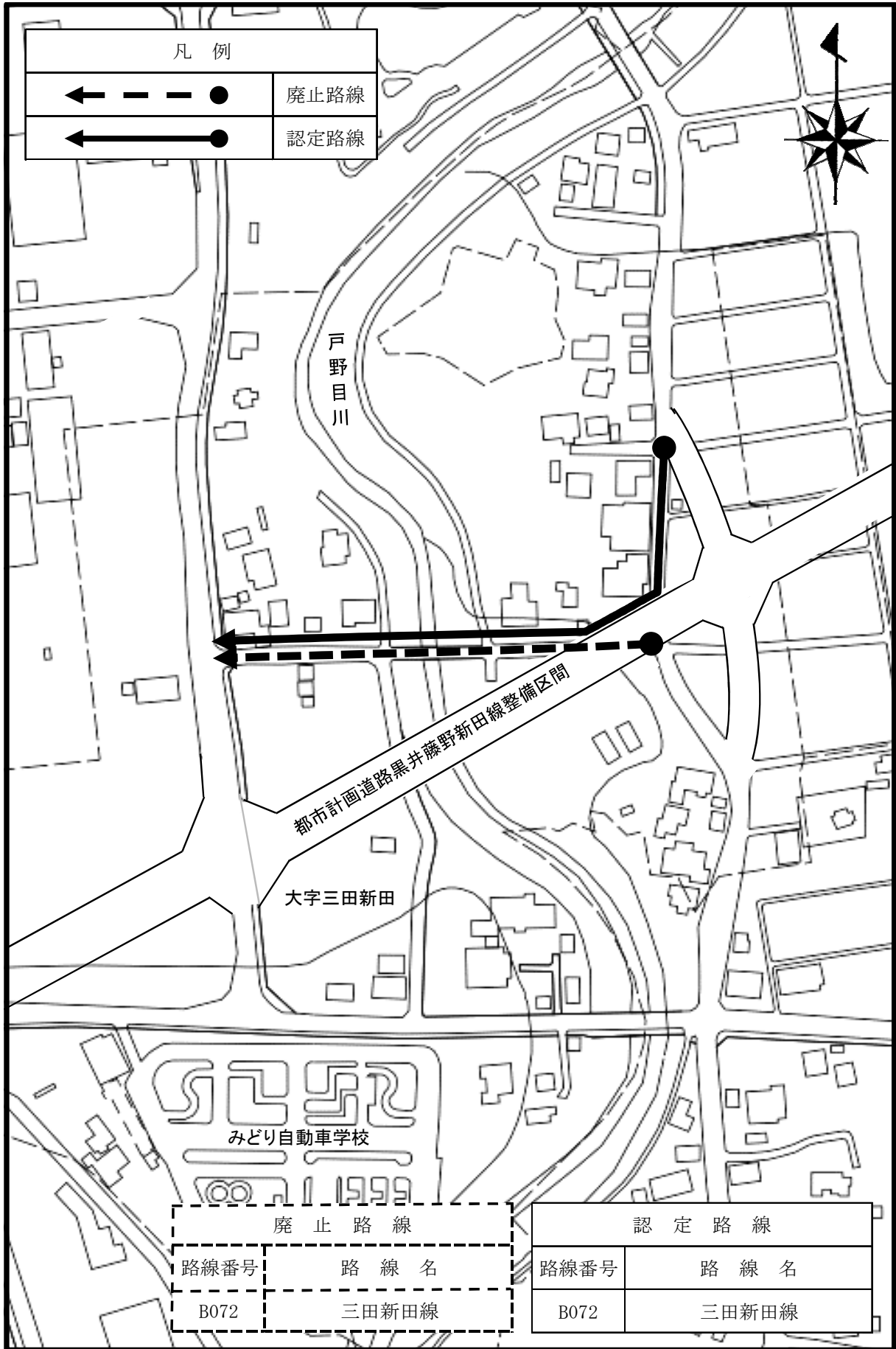
路線 番号	路線名	幅員 (m)		延長 (m)	路面 状況	認定理由	ページ
		車道	道路敷き				
B391	三ツ橋三田新 田線	18.0～ 24.9	29.6～ 32.9	1,571.7	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	5
B072	三田新田線	4.0～ 6.7	5.5～ 10.4	241.2	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	6
B061	三ツ橋安江線	3.7～ 8.7	4.7～ 9.7	988.4	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	7
B399	三ツ橋7号線	4.4～ 6.4	5.4～ 7.4	66.9	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴い新たに 認定するもの	
B062	三ツ橋1号線	4.0～ 6.8	5.6～ 9.5	440.9	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	8
B285	三ツ橋5号線	4.0～ 7.0	5.5～ 8.0	410.1	砂利	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	
B053	福橋1号線	2.4～ 13.7	3.4～ 14.7	1,038.7	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	9
B055	福橋3号線	2.5～ 11.6	3.5～ 15.0	618.0	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	10
337	西福島ニュー タウン2号線	4.6～ 11.4	5.6～ 12.4	538.1	アスフ アルト	都市計画道路黒 井藤野新田線整 備に伴う路線の 見直し	11
B400	福田三ツ橋線	5.0～ 9.5	8.7～ 22.5	1,015.9	アスフ アルト	一般県道小猿屋 黒井停車場線の 移管に伴い新た に認定するもの	12
F546	北城町二丁目 6号線	6.5～ 10.8	6.5～ 10.8	160.3	アスフ アルト	民間の開発行為 により新たに認 定するもの	13
合計 11 路線				7,090.2			



凡例	
← - - ●	廃止路線
← — ●	認定路線

廃止路線	
路線番号	路線名
B391	三ツ橋三田新田線

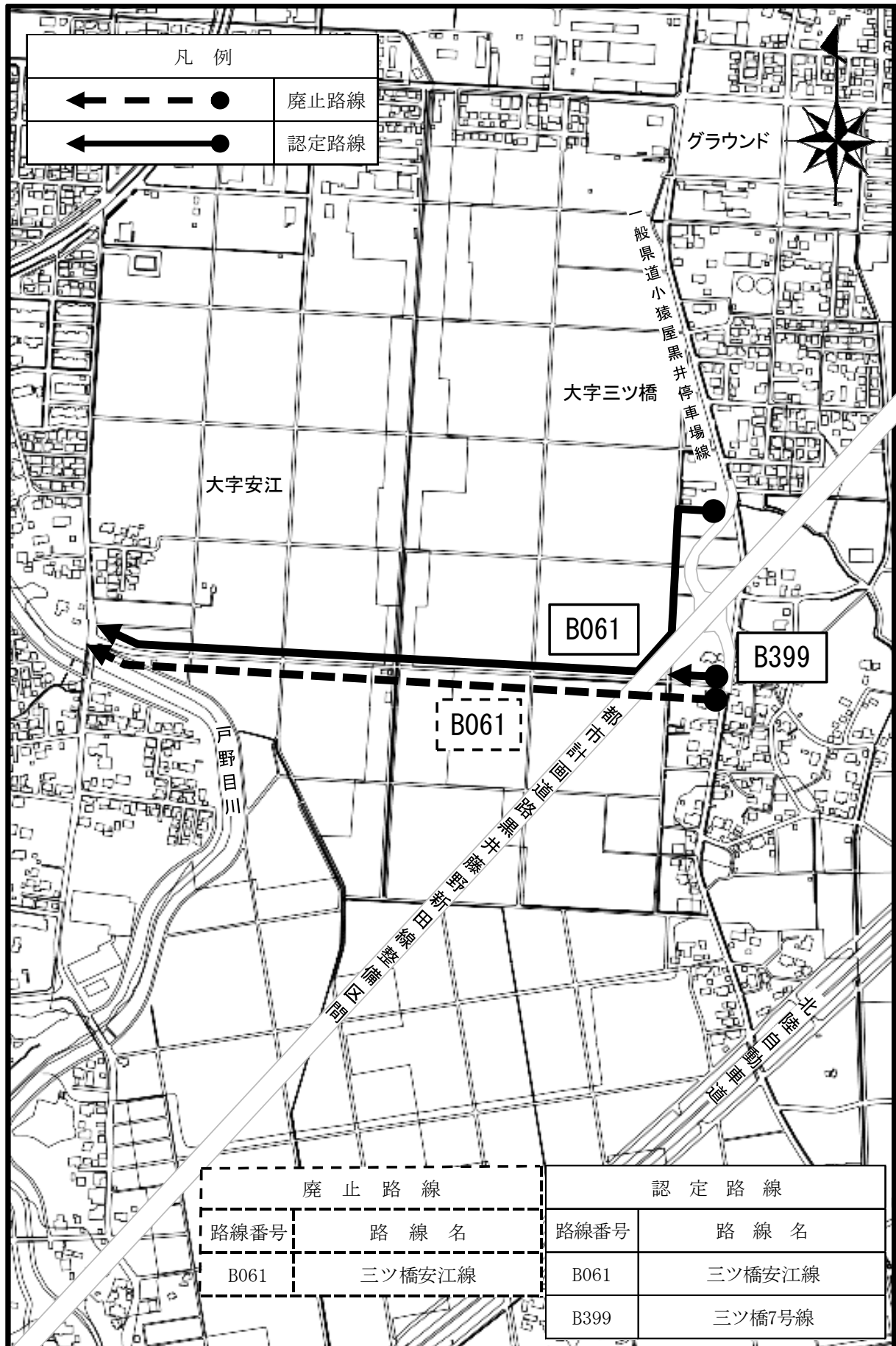
認定路線	
路線番号	路線名
B391	三ツ橋三田新田線

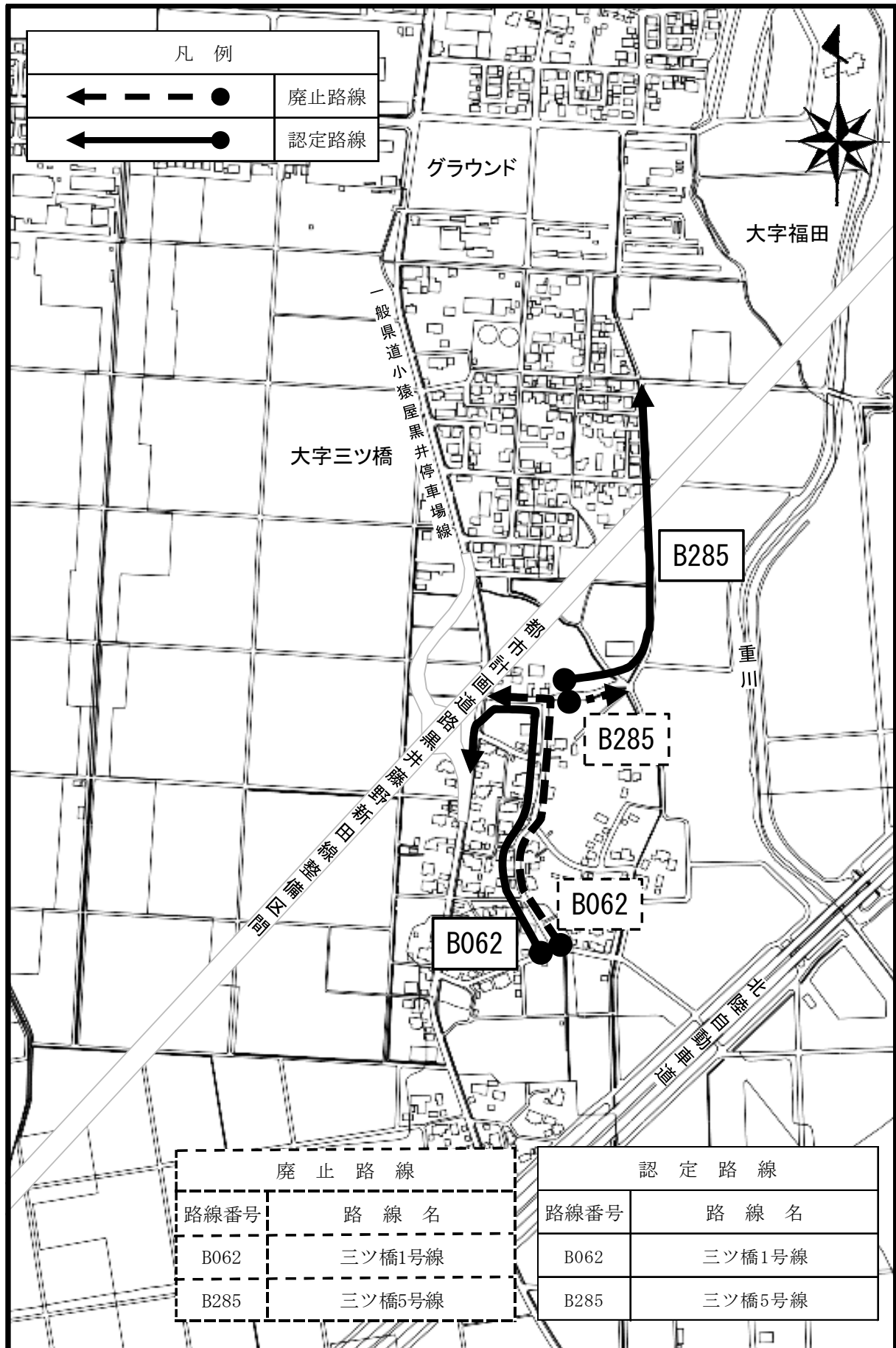


凡 例	
← - - ●	廃止路線
← — ●	認定路線

廃 止 路 線	
路線番号	路 線 名
B072	三田新田線

認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
B072	三田新田線

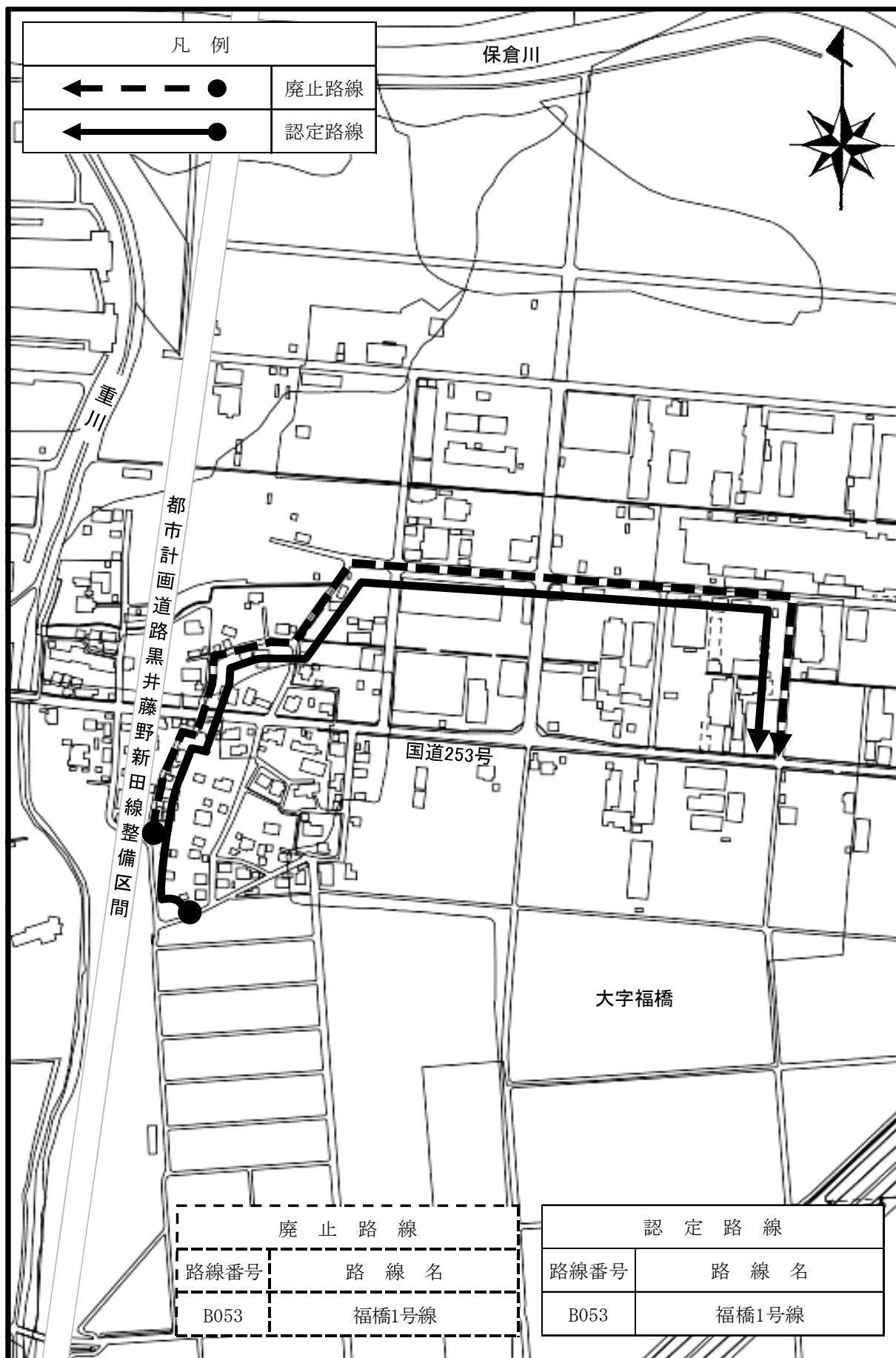




凡 例	
← - - ●	廃止路線
← — ●	認定路線

廃 止 路 線	
路線番号	路 線 名
B062	三ツ橋1号線
B285	三ツ橋5号線

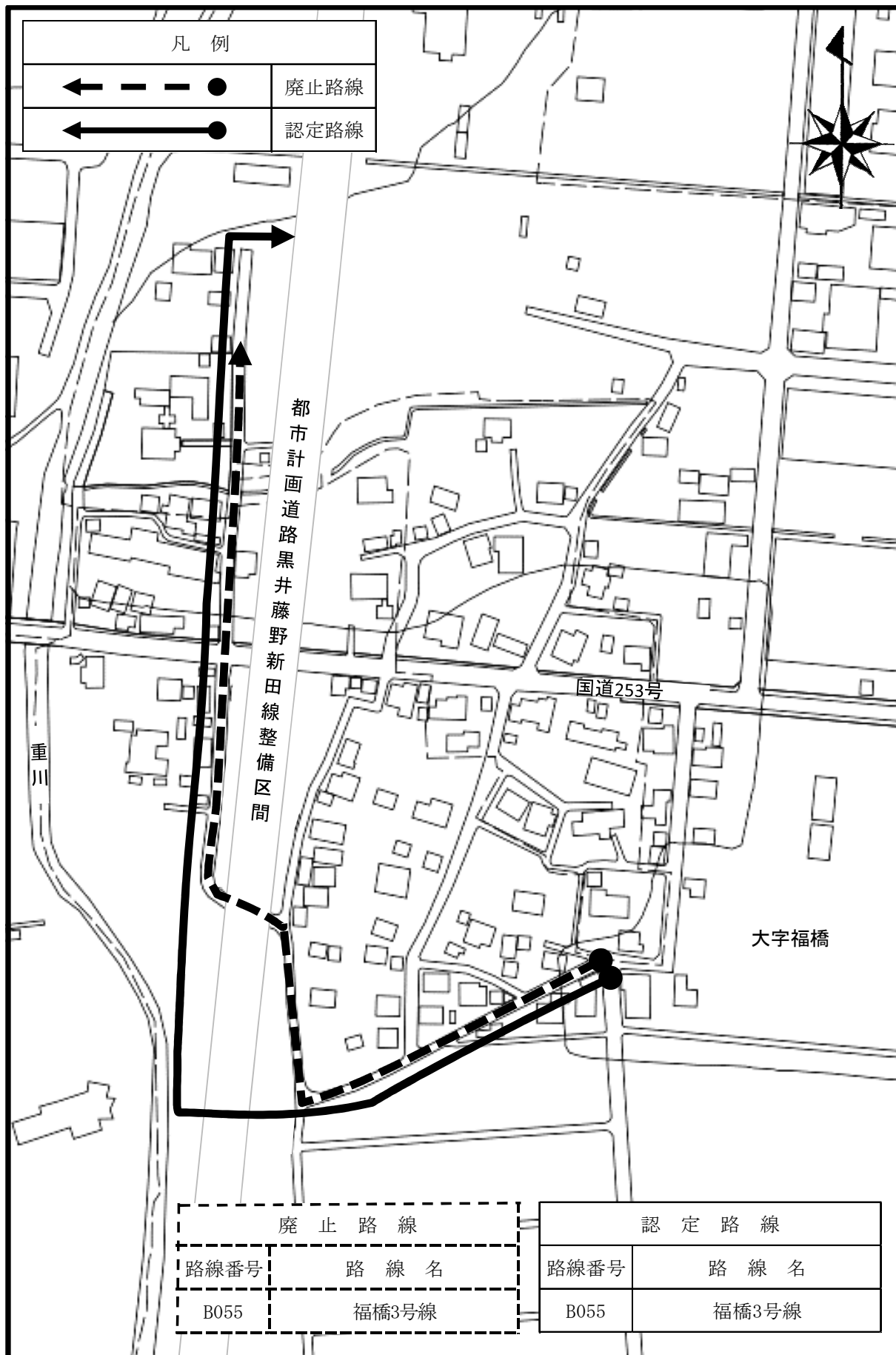
認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
B062	三ツ橋1号線
B285	三ツ橋5号線



凡 例	
← - - ●	廃止路線
← — ●	認定路線

廃 止 路 線	
路線番号	路 線 名
B053	福橋1号線

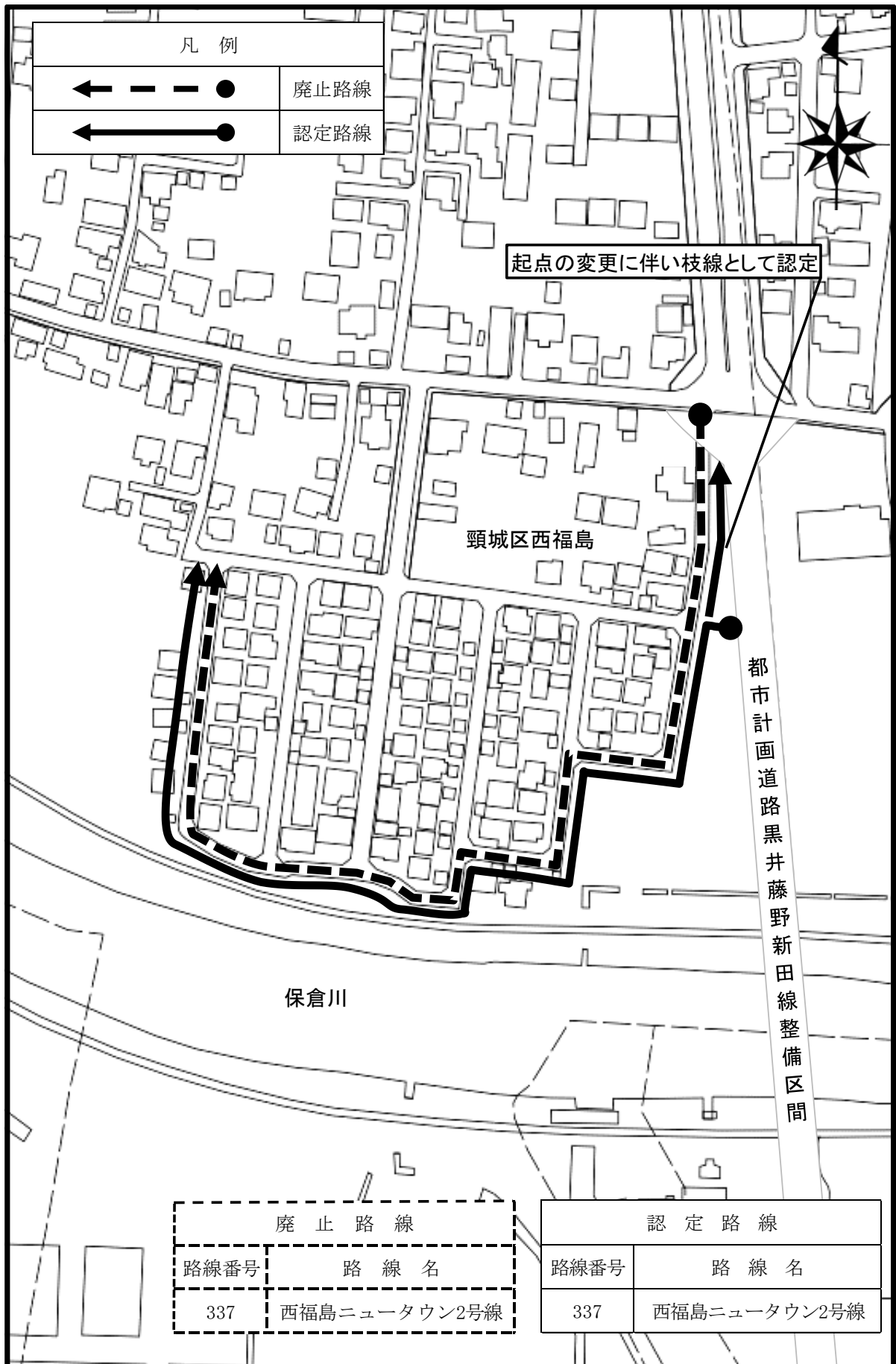
認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
B053	福橋1号線



凡 例	
← - - ●	廃止路線
← — ●	認定路線

廃 止 路 線	
路線番号	路 線 名
B055	福橋3号線

認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
B055	福橋3号線



凡 例	
← - - ●	廃止路線
← — ●	認定路線

起点の変更に伴い枝線として認定

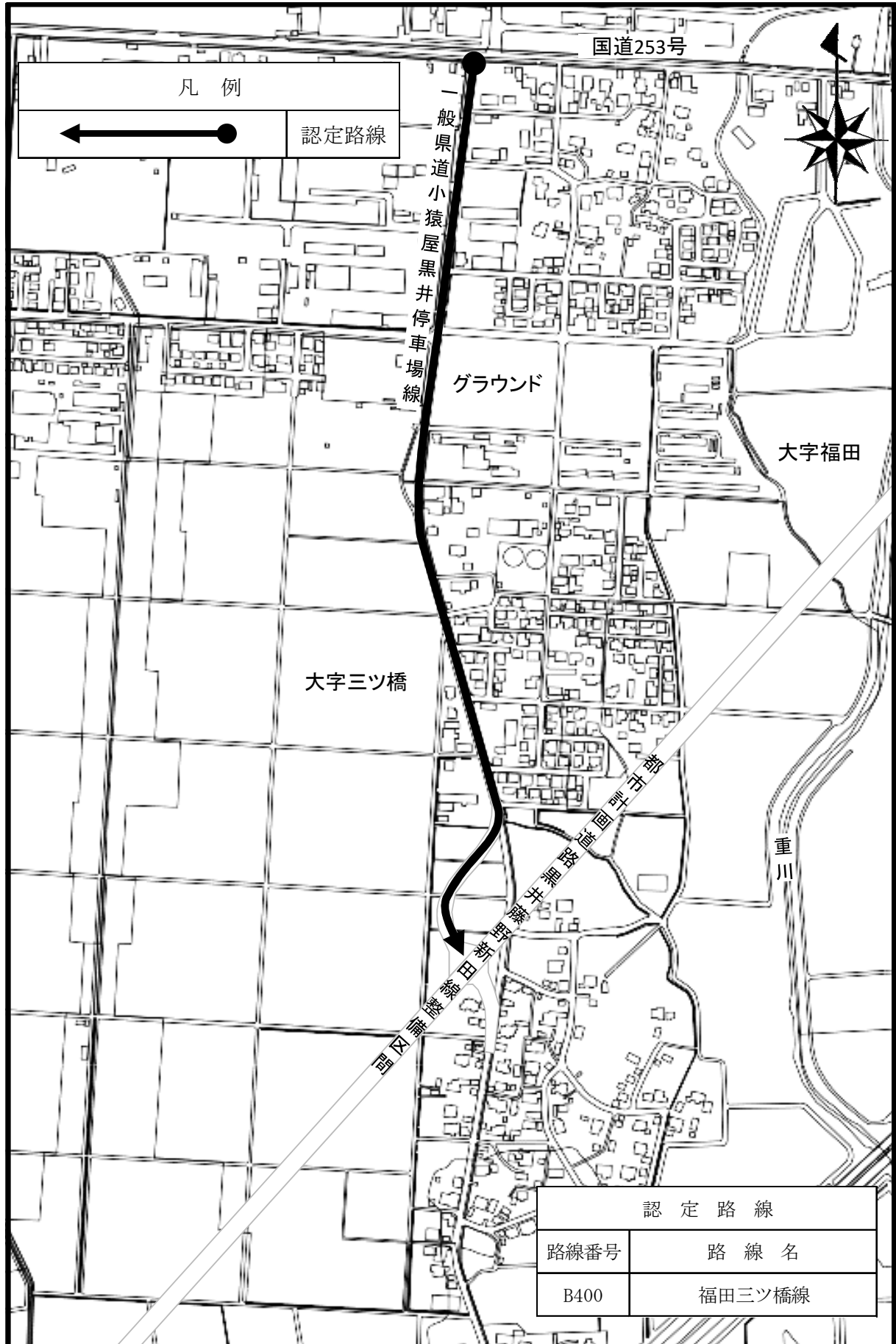
頸城区西福島

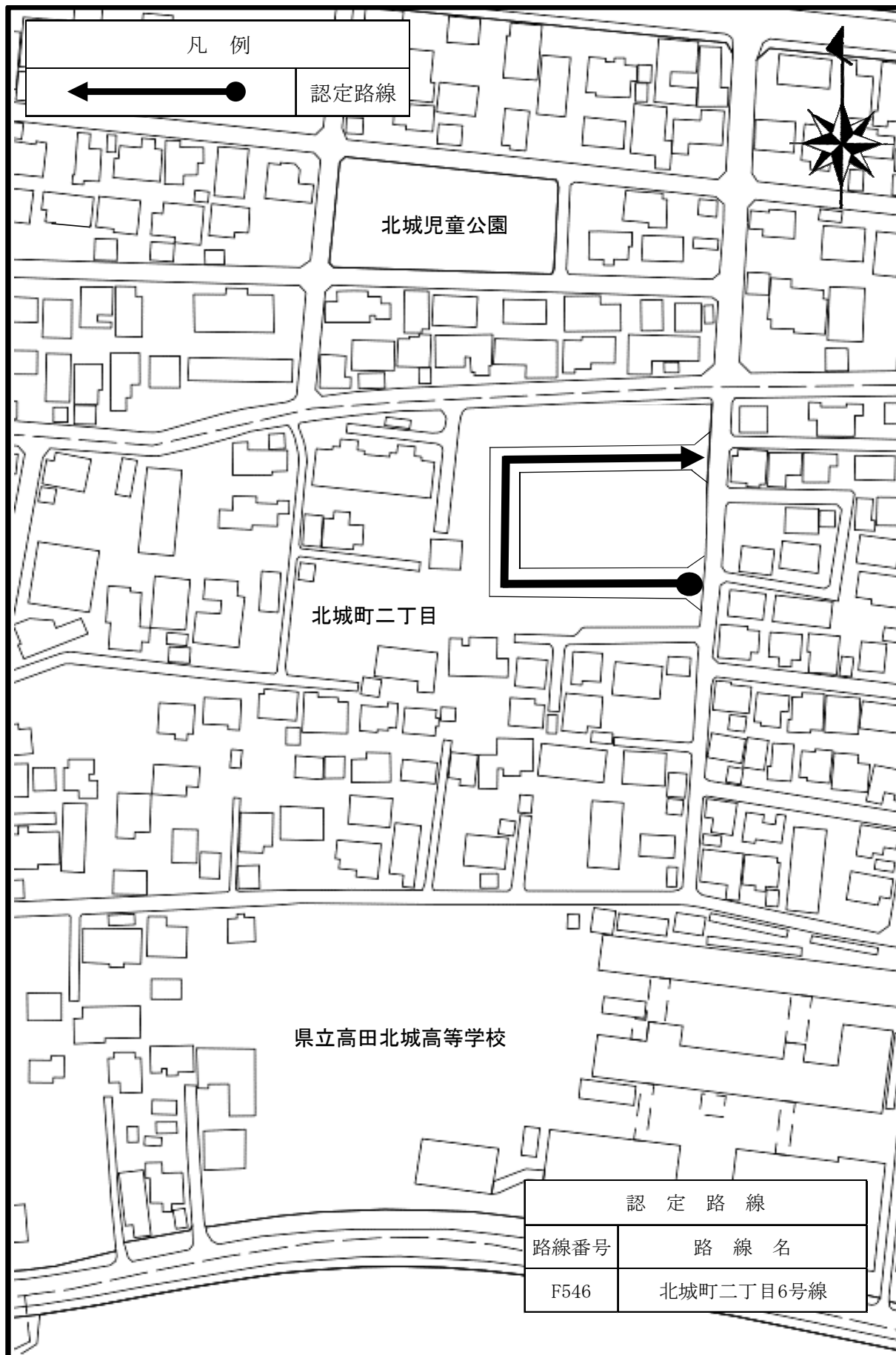
都市計画道路黒井藤野新田線整備区間

保倉川

廃 止 路 線	
路線番号	路 線 名
337	西福島ニュータウン2号線

認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
337	西福島ニュータウン2号線





所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第75号
提出課	道路課

歳出科目 (P28～P29)	8款2項5目	除雪費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
消融雪施設管理費	278,769	10,300	289,069

主な補正財源		主な経費	
一般財源	10,300	工事請負費	10,300

【補正理由】

消融雪施設の冬期前における修繕工事費が増嵩し、今後の修繕工事費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	157,779	10,300	168,079
消融雪施設等修繕工事	43,214	10,300	53,514

歳出科目（P28～P29）	8款2項5目	除雪費
---------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
除雪費	3,346,332	116,400	3,462,732

主な補正財源		主な経費	
一般財源	116,400	報償費	41,400
		需用費	75,000

○市道除雪作業報償金制度

【補正理由】

除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪作業を行う町内会への支援として、新たに報償金制度を創設することから、所要額を増額するもの

【目的】

除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪体制を維持するため、地域が行う除雪活動を支援する。

【5年度目標】

広報上越等により積極的かつ早期に制度の周知を行い、町内会などからの申請を受け降雪期前に実施町内会を確定させ、円滑な支援につなげる。

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
報償費	5,423	41,400	46,823
市道除雪作業報償金	0	41,400	41,400

【実施内容】

- ・対象者
町内会など
- ・対象路線
除雪路線に指定していない市道
- ・対象期間
12月1日から翌年3月15日まで
- ・報償金の額
除雪延長1mあたり1回50円
- ・除雪作業方法
普通自動車1台が通行可能な程度に、小型除雪機や消雪パイプ等を使用して雪を除去する作業で単価を統一

- ・対象となる経費

- (1)除雪作業の労務費
- (2)除雪機械の燃料費、損料、諸経費
- (3)消融雪施設の電気料金、点検・修繕費

- ・除雪作業の実施回数

上越市降雪予報地区（25 地区）において、各地区の除雪事業者が出動した回数を上限とする。なお、各地区ごとの除雪出動回数は市で確認し、対象者へ通知する。

- ・報償金の算定例

市道 100m を 18 回除雪した場合
 $100\text{m} \times 50 \text{円} \times 18 \text{回} = 90,000 \text{円}$

○市道除排雪事業

【補正理由】

除雪機械の冬期前における修繕料等が増嵩し、今後の修繕料等に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

区 分	補正前	補正額	補正後
需用費	205,092	75,000	280,092
消耗品費	37,063	20,600	57,663
備品修繕料	165,299	54,400	219,699